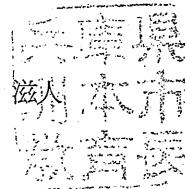




洲教学第 718  
令和 5 年 8 月 28 日

洲本高等学校長 様

洲本市教育長 本條 滋人



令和5年度 洲本市奨学生の募集について

平素は、教育行政推進のため、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。みだしのことについて、本市は、今年度も奨学金制度を実施します。

つきましては、申請を希望する生徒がいる場合には、下記のとおり関係書類を提出していただきますよう該当生徒保護者へ案内をお願いいたします。

記

- 1 支給対象者 次のいずれにも該当する者
  - (1) 本人及びその保護者が市の区域内に住所を有していること。
  - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。
  - (3) 人物及び学力が優秀であり、在学する高等学校等の長の推薦があること。
  - (4) 勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難であること。
  - (5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。
- 2 選 考 洲本市奨学金支給規則第 9 条による選考委員会の議を経て決定します。
- 3 奨 学 金 生徒 1 人に対し月額 10,000 円(支給)  
※支給期間は、生徒が在学する高等学校等の最短の修業期間まで
- 4 提出書類 (1) 洲本市奨学生願書  
(2) 奨学生推薦調書
- 5 提出期限 令和 5 年 9 月 15 日(金)

※希望者は、9 月 7 日(木)までに、担任の先生  
または事務室まで申し出てください。

洲本市奨学金：募集に係る補足事項について

①奨学金の支給期間の変更について

令和5年8月の規則改正により、今年度以降認定された生徒については、最短の修行期間の間奨学金が支給されることとなりました。（従前は、認定年度のみ単年度支給。）

については支給期間の変更について、本奨学金をご案内する保護者へ遺漏なきようお願いいただけると幸いです。

[支給期間 例]

○1年時に認定され、3年間で高等学校等を卒業した場合の支給額

第1学年	第2学年	第3学年	計
12万円	12万円	12万円	36万円

○2年時に認定され、3年間で高等学校等を卒業した場合の支給額

第2学年	第3学年	計
12万円	12万円	24万円

○1年時に認定され、3年時に留年となり、4年間で高等学校等を卒業した場合の支給額

第1学年	第2学年	第3学年	第3学年（2回目）	計
12万円	12万円	12万円	0円	36万円

## ■洲本市奨学金支給規則（令和5年改正）

（趣旨）

第1条 この規則は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項の規定に基づき、意欲及び能力を有するにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者に対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、第5条第1項の規定による決定を受けた者とする。

- （1） 本人及びその保護者が市の区域内に住所を有していること。
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。
- （3） 人物及び学力が優秀であり、在学する高等学校等の長（以下「学校長」という。）の推薦があること。
- （4） 勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難であること。
- （5） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。

（奨学金の額等）

第3条 奨学金は、1人につき月額1万円の範囲内において別に定める額を学期ごと分割して支給する。

2 奨学金を支給する期間は、奨学生が在学する高等学校等の最短の修業期間とする。

（出願手続）

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、奨学生願書に学校長の推薦書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（奨学生の決定等）

第5条 教育委員会は、前条の規定による出願があつたときは、奨学生選考委員会の議に付し、予算の範囲内において、奨学金の支給を行う者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。ただし、形式上の要件に適合しない出願については、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により奨学生を決定したときは、学校長を経由して、その旨を本人に通知するものとする。

（成績証明書の提出）

第6条 奨学生は、奨学金の支給に係る学年が終了したときは、1か月以内に学校長の発行する成績証明書を教育委員会に提出しなければならない。

（異動の届出）

第7条 奨学生は、次に掲げる事由が生じたときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- （1） 休業、復学、転学又は退学をしたとき。
- （2） 停学その他処分を受けたとき。

- (3) 本人及びその保護者の住所その他重要な事項に異動が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定めた事由が生じたとき。  
(支給の停止等)

第8条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の全部若しくは一部の支給を停止し、又は打ち切ることができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 休学したとき。ただし、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間に限る。
  - (3) 死亡、傷病、疾病等の事由により成業の見込みがなくなったとき。
  - (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
  - (5) 学業の成績又は性行が不良となったとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学生として適当でないと認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により奨学金の支給を打ち切ろうとするときは、あらかじめ、奨学生選考委員会の議に付さなければならない。
- 3 第5条第2項の規定は、第1項の規定により奨学金の支給の停止又は打ち切りを決定した場合に準用する。

(奨学生選考委員会)

第9条 奨学生の選考等の適正を期するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は教育長の職にある者をもって充て、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 教育委員会委員
  - (2) 教育委員会事務局教育次長
  - (3) 教育委員会事務局学校教育課長
  - (4) 健康福祉部長
- 4 委員長は、選考委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、第3項第2号に掲げる委員がその職務を代理する。
- 6 選考委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
- 7 選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学金の支給について必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。